

「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」に基づく第一種使用規程の承認申請案件に対する意見募集の実施結果について
(平成29年5月25日～6月23日 (セイヨウナタネ1件、ダイズ2件、トウモロコシ4件))

1. 意見・情報募集の対象となった第一種使用規程の承認申請案件

遺伝子組換え生物等の種類の名称	第一種使用等の内容
除草剤グルホシネート耐性及び雄性不稔セイヨウナタネ (改変 <i>bar</i> , 改変 <i>barnase</i> , <i>barstar</i> , <i>Brassica napus</i> L.) (MS11, OECD UI:BCS-BN0-12-7)	隔離ほ場における栽培、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
チョウ目害虫抵抗性及び除草剤アリルオキシアルカノエート系、グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズ(改変 <i>cry1F</i> , 改変 <i>cry1Ac</i> , 改変 <i>aad-12</i> , <i>2mepsps</i> , <i>pat</i> , <i>Glycine max</i> (L.) Merr.) (DAS81419×DAS44406, OECD UI : DAS-81419-2×DAS-44406-6)	食用又は飼料用に供するための使用、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
高オレイン酸含有並びに除草剤アセト乳酸合成酵素阻害剤、グリホサート及びジカンバ耐性ダイズ (<i>gm-fad2-1</i> , <i>gm-hra</i> , 改変 <i>cp4 epsps</i> , 改変 <i>dmo</i> , <i>Glycine max</i> (L.) Merr.) (305423 × MON89788 × MON87708, OECD UI: DP-305423-1 × MON-89788-1 × MON-87708-9) 並びに当該ダイズの分離系統に包含される組み合わせ(既に第一種使用規程の承認を受けたものを除く。)	食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
絹糸抽出期における高雌穂バイオマストウモロコシ(<i>A THB17</i> , <i>Zea mays</i> subsp. <i>mays</i> (L.) Iltis) (MON87403, OECD UI: MON-87403-1)	食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
除草剤グリホサート誘発性雄性不稔、除草剤グリホサート耐性及びチョウ目及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ (改変 <i>cp4 epsps</i> , <i>cry1A.105</i> , 改変 <i>cry2 Ab2</i> , 改変 <i>vip3A</i> , <i>DvSnf7</i> , 改変 <i>cry3Bb1</i> , <i>Zea mays</i> subsp. <i>mays</i> (L.) Iltis) (MON87427 × MON89034 × M	食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為

<p>IR162 × MON87411, OECD UI: MON-87427-7 × MON-89034-3 × SYN-IR162-4 × MON-87411-9) 並びに当該トウモロコシの分離系統に包含される組合せ (既に第一種使用規程の承認を受けたものを除く。)</p>	
<p>除草剤グリホサート誘発性雄性不稔、除草剤グリホサート及びグルホシネート耐性、乾燥耐性並びにチョウ目及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ (改変 <i>cp4 epsps</i>, 改変 <i>cspB</i>, <i>cry1A.105</i>, 改変 <i>cry2Ab2</i>, <i>cry1F</i>, <i>pat</i>, <i>DvSnf7</i>, 改変 <i>cry3Bb1</i>, <i>cry34Ab1</i>, <i>cry35Ab1</i>, <i>Zea mays</i> subsp. <i>mays</i> (L.) Iltis) (MON87427 × MON87460 × MON89034 × <i>B. t.</i> Cry1F maize line 1507 × MON87411 × <i>B. t.</i> Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7, OECD UI: MON-87427-7 × MON-87460-4 × MON-89034-3 × DAS-01507-1 × MON-87411-9 × DAS-59122-7) 並びに当該トウモロコシの分離系統に包含される組合せ (既に第一種使用規程の承認を受けたものを除く。)</p>	<p>食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為</p>
<p>除草剤グリホサート誘発性雄性不稔、チョウ目及びコウチュウ目害虫抵抗性並びに除草剤アリルオキシアルカノエート系、グルホシネート及びグリホサート耐性トウモロコシ (<i>cry1A.105</i>, 改変 <i>cry2Ab2</i>, 改変 <i>cry1F</i>, <i>pat</i>, <i>DvSnf7</i>, 改変 <i>cry3Bb1</i>, 改変 <i>cp4 epsps</i>, <i>cry34Ab1</i>, <i>cry35Ab1</i>, 改変 <i>aad-1</i>, <i>Zea mays</i> subsp. <i>mays</i> (L.) Iltis) (MON87427 × MON89034 × <i>B. t.</i> Cry1F maize line 1507 × MON87411 × <i>B. t.</i> Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7 × DAS40278, OECD UI: MON-87427-7 × MON-89034-3 × DAS-01507-1 × MON-87411-9 × DAS-59122-7 × DAS-40278-9) 並びに当該トウモロコシの分離系統に包含される組合せ (既に第一種使用規程の承認を受けたものを除く。)</p>	<p>食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為</p>

2. 意見募集方法の概要

(1) 意見募集の周知方法

- ・ 関係資料を環境省、農林水産省ホームページに掲載
- ・ 記者発表
- ・ 資料の配付

(2) 意見提出期間

平成29年5月25日（木）から6月23日（金）まで

(3) 意見提出方法

電子メール、郵送又はファクシミリ

(4) 意見提出先

環境省自然環境局野生生物課又は農林水産省消費・安全局農産安全管理課

3. 意見募集の結果（関係省に提出された意見の合計）

意見提出数	10件
-------	-----

4. 御意見の概要と御意見に対する考え方について

別紙のとおり

(別紙)

遺伝子組換えセイヨウナタネ、ダイズ及びトウモロコシの第一種使用等に関する審査結果に対して寄せられた御意見の概要及びそれに対する考え方

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>遺伝子組換え農作物は心配です。知らない間に市場に出回っています。</p> <p>1年では問題が出て来ないでしょうが、5年後、10年後、20年後には組み換えられた遺伝子がどう変質するのかは未知数です。在来種との交雑等も懸念されます。第一種使用は止めて、囲いのある場所で実験をすべきです。</p>	<p>遺伝子組換え技術は、人類が抱える様々な課題を解決する有効な手段の一つとしての期待がある一方、御指摘のように、当該技術を利用して生み出される生物を、食品・飼料等として利用することにより、安全性や環境に悪影響を及ぼす可能性について、懸念が持たれています。</p> <p>このため、我が国で遺伝子組換え農作物を使用等するに当たっては、あらかじめ、食品及び飼料としての安全性、生物多様性への影響について、科学的な審査を行った上で、使用等の可否を判断しています。その際、食品としての安全性に関しては食品安全基本法（平成15年法律第48号）及び食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき、飼料としての安全性に関しては、食品安全基本法及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）に基づき、そして、生物多様性の確保については、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号。以下「カルタヘナ法」といいます。）に基づき、申請ごとに審査を行っています。</p> <p>遺伝子組換え農作物により、生物多様性に影響が生ずるか否かについては、1）雑草化して他の野生植物に影響を与えないか（競合における優位性）、2）野生動植物に対して有害な物質を生産しないか（有害物質の産生性）、3）在来の野生植物と交雑し野生集団の維持に影響を及ぼさないか（交雑性）等の観点から、最新の科学的知見に基づき、審査をしています。また、我が国の自然条件下で生育した場合の特性が不明な場合には、国内にある隔離ほ場での試験も課しています。審査は、農林水産省及び環境省が以下の手順で行っています。</p> <ol style="list-style-type: none">① 申請者に、最新の科学データ、緊急時の措置を定めた計画書（緊急措置計画書）等を申請書とともに提出するよう要求② 提出データ等の妥当性等を確認③ 学識経験者の意見を聴取④ 必要に応じて、申請者に対し、追加データ、試験等を要求⑤ 承認の可否を判断 <p>この結果、生物多様性に影響を生じさせると認められないもののみを承認しており、平成29年6月末現在で、171件の遺伝子組換え農作物の第一種使用規程（環境中への拡散を防止しないで行う開放系での使用内容等を定めたもの）の承認を行っています。承認されたもののみが国内で流通等することが可能です。</p> <p>また、承認後も、万が一の場合には、例えば、以下により対応することとしています。</p> <ol style="list-style-type: none">① 申請者が、あらかじめ承認申請時に作成していた緊急措置計画書に従い、生物多様性影響を効果

的に防止するための措置を講ずること。

② 主務大臣は、遺伝子組換え生物等の第一種使用等をしている者等に対し、当該第一種使用等を中止することその他の必要な措置を執るべきことを命ずることができること。

さらに、こうした措置に加え、農林水産省及び環境省では、遺伝子組換え農作物のこぼれ落ち等に係るモニタリング調査を実施しているところですが、平成18年度の調査開始以降、交雑種の生育範囲の拡大は確認されていません。

なお、ご指摘の、在来種（農作物）との交雑についてですが、農作物は、人が野生植物から改良を重ねて作り出した植物であり、人が作り出す環境に適応した植物であることから、野生植物とは異なるものとして、生物多様性影響評価の対象とはしていません。遺伝子組換え農作物に限らず、別の農作物との交雑は、一般的に、生物多様性に影響を及ぼす問題ではなく、農作物の品質管理の問題であり、生産・流通段階における交雑・混入防止のための取組が重要と考えています（参考：現時点で国内で栽培されている遺伝子組換え農作物は、青いバラのみとなっています）。